

令和7年度 償却資産(固定資産税) 申告の手引き

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。
つきましては、この手引きを参照の上、申告書を提出いただきますようお願いいたします。

— 目次 —

I 償却資産の申告について	3 国税の取扱いとの比較	…7	
1 申告が必要な方	…1	III 償却資産の評価方法	…8
2 申告書等の提出先	…1	IV その他	
3 申告書等の提出期限	…1	1 非課税及び課税標準の特例	…10
4 申告の方法	…2	2 不申告及び虚偽の申告	…10
II 償却資産とは		3 調査協力をお願い	…10
1 償却資産とは	…3	V 申告書等の記入例	…11
2 償却資産の種類と具体例	…5		

申告書提出期限 令和7年1月31日(金)



和光市イメージキャラクター
「わこうち」

【提出及び問い合わせ先】

和光市役所 課税課 資産税担当

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号

TEL 048-464-1111(代表) 内線 2299-2266

048-424-9103(直通)

ホームページ <https://www.city.wako.lg.jp/>

I 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、事業を営んでいる法人や個人の方で、償却資産を所有されている方です。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに賦課期日(1月1日)現在の資産の所有状況を、資産の所在地の市町村長に申告する義務があります。

償却資産を所有されていない方は、「該当資産なし」と記入した申告書を提出してください。

廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- カ 償却資産を共有されている方（※共有者全員の連名で申告してください。）
- キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)等の方

2 申告書等の提出先

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号 和光市役所 課税課 資産税担当（市役所2階）

持参、郵送による提出のほか、eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告も可能です。

申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。返信用封筒が同封されていない場合は返送できません。

3 申告書等の提出期限

令和7年1月31日(金)

受付開始日は、令和7年1月6日(月)です。

提出期限近くになりますと窓口が大変混雑しますので、お早めの提出にご協力をお願いします。

4 申告の方法

(1) 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。評価額等の計算は、市が行います。
なお、前年中に資産の増減がない場合でも、申告書の提出は必要です。

(2) 電算処理方式

所有している全ての資産について、所有者が評価額等を計算して申告していただく方式です。全ての資産について、課税標準額まで算出の上、申告してください。

<提出書類等>

		申告する資産	提出書類			その他	
			償却資産申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産)	種類別明細書 (減少資産)		
一般方式	初めて申告	資産を所有	全ての資産	○	○		
		資産なし	—	○		申告書の「備考」欄に「資産なし」と記載	
	前年度申告あり	増加・減少資産あり	増加・減少した資産	○	○	○	
		増加・減少資産なし	—	○			申告書の「備考」欄に「増減なし」と記載
	廃業・解散・転出等で資産なし	減少した資産	○		○	申告書の「備考」欄に廃業等の日付を記載	
電算処理方式		資産を所有	全ての資産	○	○	○	種類別明細書には、資産ごとに評価額・課税標準額を必ず記載
		資産なし	—	○			申告書の「備考」欄に「資産なし」と記載
		廃業・解散・転出等で資産なし	減少した資産	○		○	申告書の「備考」欄に廃業等の日付を記載

(3) 電子申告のご案内

eLTAX(エルタックス)を利用して、インターネット経由で申告を行うことができます。

eLTAX の具体的なご利用方法については、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX ホームページをご覧ください。

地方税共同機構

■ eLTAX ヘルプデスク 電話:0570-081459 [9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)]

(上記の電話番号でつながらない場合は 03-5521-0019)

■ eLTAX ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

Ⅱ 償却資産とは

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。このうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産は、申告対象から除かれる場合があります。

(1) 申告対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

なお、次に掲げる資産も申告が必要です。

- ア 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- イ 建設仮勘定で経理されている資産(建設中の資産)
- ウ 簿外資産(帳簿に記載されていない資産)
- エ 遊休資産(稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- オ 未稼働資産(完成しているが、まだ稼働していない資産)
- カ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。)
- キ 福利厚生のために供するもの
- ク 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの(下表⑤)
- ケ 租税特別措置法の規定による中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例を適用した資産(下表④)

(2) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- イ 無形固定資産(ソフトウェア、特許権 等)
- ウ 繰延資産(開業費、開発費 等)
- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産のうち、一時に損金算入している

もの又は必要経費としているもの(下表①)

・取得価額が20万円未満の償却資産のうち、3年間で一括償却しているもの(下表②)

オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの(下表③)

(3) 少額の減価償却資産の取扱い

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれる、いわゆる少額資産には、下記の①～③が該当します。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金参入したもの
- ② 取得価格20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

なお、下記の資産は固定資産税(償却資産)の申告の対象となりますのでご注意ください。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額でも個別に減価償却している資産

	取得価額 償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入	申告対象外×			
②	3年一括償却	申告対象外×			
③	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外×		申告対象○	
④	中小企業特例	申告対象○			
⑤	個別減価償却	申告対象○			

- ① 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条
- ② 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項
- ④ 租税特別措置法第28条の2又は第67条の5
- ⑤ 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。(所得税法施行令第138条)

2 償却資産の種類と具体例

(1) 申告対象となる償却資産の例

資産の種類		主な償却資産
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、広告塔、ゴルフ練習場設備 等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、建築設備、内装・内部造作 等
2 機械及び装置		各種製造加工設備、ブルドーザーやクレーン等の建設機械、農業用機械、クリーニング設備、機械式駐車設備 等
3 船 舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船 等
4 航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」のもの)等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除きます。
6 工具、器具及び備品		机、椅子、パソコン、コピー機、陳列ケース、レジスター、医療機器、理容又は美容機器、各種工具、衝立、エアコン、テレビ、応接セット、自動販売機 等

(2) 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

なお、家屋と設備等の所有関係によって、次のとおり取り扱いが異なります。

ア 家屋と設備等の所有者が同じ場合

構造上家屋と一体となり、家屋の効用を高めるものについては、家屋として評価します。独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。

イ 家屋と設備等の所有者が異なる場合

家屋の所有者ではない賃借人(テナント)等が取り付けした内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。このような設備は、賃借人(テナント)が償却資産として申告してください。

家屋と償却資産の区分については、次ページの表も参考にしてください。

<家屋と償却資産の区分表>

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
	電気設備					
	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視装置	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等	○			◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	盗難非常通報装置	設備一式	○			◎
	自動車管制装置	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎	
消火設備	消化器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
上記以外の設備		○			◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		洗濯設備、冷蔵、冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切り(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化設備等)		◎		◎

3 国税の取扱いとの比較

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	[平成19年3月31日以前取得] 旧定率法、旧定額法の選択制度 (建物については旧定額法) [平成19年4月1日以後取得] 定率法、定額法等の選択制度 (建物並びに平成28年4月1日以後に取得する 建物附属設備及び構築物は定額法)	一般の資産は定率法を適用 (減価率は9ページの表を参照してください)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5(5%)
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か 取得価額が10万円未満の資産)	損金算入が可能	損金算入したものは申告対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した 場合は申告対象です)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の 減価償却資産)	3年間で損金算入が可能	損金算入したものは申告対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した 場合は申告対象です)
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	損金算入が可能	金額にかかわらず、認められません (申告対象です)

Ⅲ 償却資産の評価方法

1 評価額の算出方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに評価額を算出します。

使用する減価残存率表は、次ページを参照してください。

前年中に取得した資産(表A)	前年前に取得した資産(表B)
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right) = \text{評価額}$	$\text{前年度評価額} \times (1 - r) = \text{評価額}$

※ r : 耐用年数に応ずる減価率

なお、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合には、取得価額の5%の額が評価額となります(評価額の最低限度)。国税のように備忘価額1円での申告は、固定資産税(償却資産)では認められません。

<計算例>

資産の名称等	取得年月	取得価格	耐用年数	減価率	令和7年度 評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和6年9月	2,700,000円	15年	0.142	$2,700,000\text{円} \times (1 - 0.142 \times 1/2)$ $= 2,508,300\text{円}$ (令和7年度評価額)	3,337,756円 (令和7年度評価額)
ルームエアコン	令和5年11月	500,000円	6年	0.319	$500,000\text{円} \times (1 - 0.319 \times 1/2)$ $= 420,000\text{円}$ (令和6年度評価額) $420,000\text{円} (\text{前年度評価額}) \times (1 - 0.319)$ $= 286,020\text{円}$ (令和7年度評価額)	
看板 (ネオンサイン)	令和5年2月	1,600,000円	3年	0.536	$1,600,000\text{円} \times (1 - 0.536 \times 1/2)$ $= 1,171,200\text{円}$ (令和6年度評価額) $1,171,200\text{円} (\text{前年度評価額}) \times (1 - 0.536)$ $= 543,436\text{円}$ (令和7年度評価額)	

2 課税標準額の算出方法

各資産の評価額を合計した額が、課税標準額となります(1,000円未満切捨)。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合には、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に、課税標準額を算出します。

なお、課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、申告書の提出は必要です。

3 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額が算出されます。

$$\text{課税標準額(1,000円未満切捨)} \times \text{税率(100分の1.4)} = \text{税額(100円未満切捨)}$$

4 納期

通常4回の納期(和光市では5月、7月、12月、翌年の2月)に分けて納めていただきます。

＜減価残存率表＞

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率(r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率(r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得のもの A (1-r/2)	前年前取得のもの B (1-r)			前年中取得のもの A (1-r/2)	前年前取得のもの B (1-r)			前年中取得のもの A (1-r/2)	前年前取得のもの B (1-r)
				21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

IV その他

1 非課税及び課税標準の特例が適用される償却資産

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する資産を所有されている方は、申告書の「10 非課税該当資産」欄の「有」に○を付け、種類別明細書の対象資産の「摘要」欄に「非課税」と記入し、併せて「固定資産税・都市計画税非課税申告書」を提出してください。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する資産を所有されている方は、申告書の「11 課税標準の特例」欄の「有」に○を付け、種類別明細書の対象資産の「摘要」欄に根拠法令・条項を記入してください。併せて、「課税標準の特例が適用される資産に関する届出書」に特例内容に係る資料を添付して提出してください。

2 不申告及び虚偽の申告について

正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条及び和光市税条例第65条の規定により過料を科されることがあるほか、同法第368条の規定により不足額に加えて延滞金が徴収されます。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

3 調査協力をお願い

申告書の受理後、申告内容が適正であるかを確認するため、地方税法第353条及び第408条に基づいて調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い申告内容の誤りや申告漏れが判明した場合には、修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税は、資産の取得年の翌年度まで(地方税法第17条の5第5項の規定により最大5年度分まで)遡及することになりますので、ご承知おきください。

V 申告書等の記入例

申告年月日を記入してください。

6又は7の連絡先は必ず記入してください。
問い合わせの際に使用します。

受付印	令和 年 月 日 埼玉県和光市長 宛	令和 7 年度	コード
償却資産申告書(償却資産課税台帳)			
所有者	1 (ふりがな) 住所 又は納税通知書 送達先	3 個人番号又は 法人番号	8 短縮耐用年数の承認 有(無)
	2 (ふりがな) 氏名 法人はその名称 及び代表者氏名	4 事業種目 (資本金等の額) (百万円)	9 増加償却の届出 有(無)
	資産の所有者の住所、氏名(法人名)を記入してください。	5 事業開始年月 年 月	10 非課税該当資産 有(無)
	(屋号)	6 この申告に回答する 者の係及び氏名 (電話)	11 課税標準の特例 有(無)
		7 税理士等の氏名 (電話)	12 特別償却又は圧縮記帳 有(無)
			13 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法)
			14 青色申告 有(無)
			15 市(区)町村内における事業所等

第二十六号様式
提出

資産の種類	取 得 価 額			計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構築物				②
2 機械及び装置				③

該当するものに○を付けてください。

令和6年1月1日現在の
資産の取得価額の合計を、
種類別に記入してください。

令和6年中に減少した
資産の取得価額の合計を、
種類別に記入してください。

令和6年中に取得した
資産の取得価額の合計を、
種類別に記入してください。

令和7年1月1日現在の
資産の取得価額の合計を、
種類別に記載してください。
 $(イ)-(ロ)+(ハ)=(ニ)$ で算出します。

6 及び備品					17 事業用家屋の所有区分
7 合計					

資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)	18 備考(添付書類等)
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び 運搬具				
6 工具、器具 及び備品				
7 合計				

評価額(ホ)、決定価格(ヘ)、課税標準額(ト)は、
電算処理方式により申告を行う場合に記入してください。
※ 課税標準額の特例の適用を受ける資産があるときは、
決定価格に特例率を乗じて得た額が課税標準額になります。

次のような事項があれば記入してください。

- ・資産を所有していない「資産なし」
- ・資産の増減がない「増減なし」
- ・廃業、解散、転出等の年月日
- ・その他連絡事項

■初めて申告する場合

資産の名称を記入してください。

資産の取得年号はアルファベットで記入してください。

S：昭和 H：平成 R：令和

※所有者コード		※		令和7年度						所有者名		枚のうち		
				種類別明細書(増加資産・全資産用)						〇〇〇株式会社		枚目		
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※課税標準の特例		※課税標準額	増加事由	摘要
										率	コード			
1	2		冷蔵庫	1	R6.8	963,944	6	0.840	809,712				①・2 3・4	
2													1・2 3・4	

資産種類は、当てはまる番号を記入してください。

- 1：構築物
- 2：機械及び装置
- 3：船舶
- 4：航空機
- 5：車両及び運搬具
- 6：工具、器具及び備品

取得価額、耐用年数を必ず記入してください。

増加事由はいずれかに

○を付けてください。

- 1：新品取得
- 2：中古品取得
- 3：移動による受け入れ
- 4：その他

■前年度に一般方式で申告している場合

減少資産があった場合は、その資産に抹消線を引き、摘要欄に「減少」と記入してください。

※所有者コード		※		令和7年度						所有者名		枚のうち		
				種類別明細書(増加資産・全資産用)						〇〇〇株式会社		枚目		
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価格	※課税標準の特例		※課税標準額	増加事由	摘要
										率	コード			
1	2	1001	冷凍庫	1	H17.4	1,000,000	6						1・2 3・4	減少
2	6	1002	湯沸し器	2	H23.9	50,000	6	0.681	1,250				1・2 3・4	一部減少
3	6		テレビ	1	R6.7	200,000	5	0.815	163,000				①・2 3・4	増加

令和6年度以前に一般方式で申告された方には、種類別明細書に全資産が印刷されています。資産の減少、増加、修正等がある場合は記入してください。

増加資産があった場合は、追加で記入し、摘要欄に「増加」と記入してください。

一部減少の場合は、数量・取得価額に抹消線を引き、減少後の数量・取得価額を記入の上、摘要欄に「一部減少」と記入してください。